

議案第20号

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一  
部を、次のとおり改正するものとする。

令和7年2月19日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「 を

30年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

「

に改める。

30年以上35年未満	35年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。